

(宛先)新潟市長

新潟市子育て世帯移住・就業等支援金交付申請書兼実績報告書

新潟市子育て世帯移住・就業等支援金交付要綱第12条の規定に基づき、新潟市子育て世帯移住・就業等支援金（以下「子育て世帯移住支援金」という。）の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 子育て世帯移住支援金の内容(該当するものに○を付けてください)

移住支援金の種類	A. 就業	B. 起業	同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
	C. テレワーク	D. 関係人口	上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人

3 各種確認事項(該当するものに○を付けてください)

別紙1「新潟市子育て世帯移住・就業等支援金に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「新潟市子育て世帯移住・就業等支援金に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
以下に記載する移住支援金の移住元に関する要件に該当しない。	A. 該当しない	B. 該当する
申請日から5年以上継続して、本市に居住し、かつ就業・起業事業を継続する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
世帯員全てが暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないことについて	A. 関係を有するものでない	B. 関係を有するもの
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 新潟市への移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である

※各種確認事項のBに○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

移住支援金の移住元に関する要件

- a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- b 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）
- c ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、3通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 （テレワークによる移住者のみ記載） 移住後の生活状況

勤務先部署			
住所			
勤務先へ行く頻度	週・月・年	回程度	／ 行くことはない / その他（ ）

6 補助金の振込口座

銀行・信用金庫・信用組合・農業協同組合・その他												
				支店 本店	預金種別		普通(総合) ・ 当座 ・ 貯蓄					
口座番号												
フリガナ												
口座名義人												

※補助金の申請者と口座名義人が異なる場合は別途委任状が必要です。

7 添付書類

【必ず必要な書類等】

- ①写真付き身分証明書の写し
- ②別紙1（誓約事項）、別紙2（個人情報取扱）
- ③移住元の住民票除票の写し（世帯員全員分。転入前、転入後に同一世帯に属する世帯員であることを証するもので、世帯主欄や続柄の欄を省略しない。）
- ④振込先が確認できる預金通帳の写し（キャッシュカードの写しも可）
- ⑤新潟市制度用の納税証明書（申請年の1月1日時点で本市に転入している者に限る。）

【該当する要件ごとに必要となる書類】

＜就業に関する要件の場合＞

- ⑥就業先企業等の就業証明書（様式2-1）

＜起業に関する要件の場合＞

- ⑦起業支援金の交付決定通知書の写し

＜テレワークの要件に該当する場合＞

- ⑧所属先企業等の就業証明書（様式2-2または2-3）
- ・【様式2-2】テレワーク（企業就業者用）
 - ・【様式2-3】個人事業主・フリーランス用

＜関係人口の要件に該当する場合＞

- ⑨関係人口であることを確認する書類（様式2-4）
- ⑩農林水産業又は家業への就業を証明する書類

※どういった書類が必要なのかは個別にお問い合わせください

＜移住前に妊娠中で移住後に生まれた子どもの子育て加算に該当する場合＞

- ⑪移住前に発行された母子健康手帳等の写し
- ⑫出生した子の住民票の写し

新潟市子育て世帯移住・就業等支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 新潟市子育て世帯移住・就業等支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び新潟市から調査を求められた場合には、それに応じます。
- 2 新潟市子育て世帯移住・就業等支援金（以下「子育て世帯移住支援金」という。）の居住地等その他子育て世帯移住支援金に係る要件をチェックするため、子育て世帯移住支援金の受給者は、子育て世帯移住支援金の申請日から1年経過するごと（最大5年経過するまで）に、新潟市宛に住民票等現住所の分かるものを提示することに同意します。
- 3 子育て世帯移住支援金の支給を受けた後に実施される新潟市からの確認により、就業要件に係る現況報告を求められた場合には、それに応じます。
- 4 以下の場合には、新潟市子育て世帯移住・就業等支援金交付要綱第14条又は15条の規定に基づき、速やかに新潟市に報告し、子育て世帯移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 子育て世帯移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容で申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 子育て世帯移住支援金の申請日から3年未満に新潟市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - (4) 子育て世帯移住支援金の申請日から3年以上5年以内に新潟市以外の市区町村に転出した場合：半額

(就業の場合のみ)

 - (5) 子育て世帯移住支援金の申請日から1年以内に子育て世帯移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

(テレワーク、関係人口の場合)

 - (6) 子育て世帯移住支援金の申請日から1年以内に子育て世帯移住支援金の要件を満たさなくなった場合：全額

【署名欄】

年 月 日

申請者氏名

新潟市子育て世帯移住・就業等支援事業に係る個人情報の取扱い

新潟県及び新潟市は、新潟市子育て世帯移住・就業等支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、新潟県及び新潟市は、当該個人情報について、新潟市子育て世帯移住・就業等支援事業の円滑な実施のため、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。